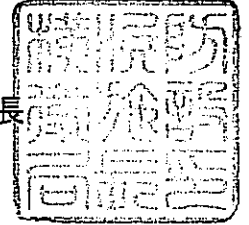




施横第6176号 (YFP)  
平成15年12月18日

横浜市総務局長 殿

横浜防衛施設局長



施横第3878号 (YFP)「神奈川県における在日米軍施設  
・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨等  
に関する追加質問について (回答)

参照：平. 15. 10. 20. 付総渉第55号

「施横第3878号 (YFP)「神奈川県における在日米軍施設  
・区域の整理等に関する協議内容について」の趣旨等  
に関する追加質問について (照会)」

日頃、防衛施設行政につきましては、多大な御理解と御協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、参照文書をもって照会いただいたこと  
について、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、貴市の格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

以 上

添付書類：別紙

## 1 について

- (1) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等については、米側が合計800戸程度の住宅等の建設がなされれば、施設・区域の必要性がなくなった時点でその全部又は一部の返還を考慮することが可能との認識を示している上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区及び根岸住宅地区が貴市に所在していること及びそれら住宅の建設場所として「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域を検討していることから、貴市に対して本年7月に行われた施設調整部会の概要等について説明し、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅建設について、御理解と御協力を要請するとともに、御意見を伺っているところである。
- (2) 今後、防衛施設庁としては、貴市からの御意見を踏まえて、日米間の協議を促進し、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等の実現を図って参りたいと考えている。
- (3) 他方、神奈川県及び逗子市については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」において住宅を建設した際の様々な経緯等があり、防衛施設庁としては、同県及び同市に機会をとらえて本年7月に行われた施設調整部会の概要等について説明しているところであり、今後、建設計画について具体的な検討が進められる場合などには、その内容や緑地の保全との関連等について説明するなどして、これら地方自治体の御理解も得られるよう努めて参りたいと考えているところである。

## 2 について

- (1) 本件4施設の全部又は一部の返還時期については、現時点で米側と具体的な議論を行っているものではなく、確たることを申し上げることは困難であるが、防衛施設庁としては、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等を促進させる考えであり、貴市等からの御要望も踏まえ、できるだけ早期にこれら施設・区域の返還が行われるよう努力して参る考えである。
- (2) 返還までの間の施設・区域については、米側がこれを管理することとなる。返還後は、国有地については各々の所管省庁に引き渡した後、当該省庁が管理することとなるため、その処分条件を防衛施設庁がコメントすることは困難である。また、民公有地についても、各々の所有者に引き渡すこととなるが、所有者へ土地を引き渡す際、賃貸借契約に基づき、防衛施設庁において、原状回復等必要な措置を実施することとしており、その間は、防衛施設庁において適切に管理することとなる。

### 3について

- (1) 施設調整部会においては、これまで施設・区域の返還について、根岸住宅地区、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区を対象に協議を行ってきたところである。
- (2) 防衛施設庁としては、当該4施設のうち、一部の返還について考慮することが可能との認識が示されている上瀬谷通信施設については、今後、日米間で返還について具体的に協議出来る段階に至った場合において、できる限り多くの部分が返還されるよう調整して参りたいと考えている。
- (3) また、上記4施設以外の在日米海軍施設・区域についても、貴市等から返還要請がなされていることを受け、個々の施設・区域の所要等を米側との協議において確認していきたいと考えている。

### 4について

- (1) 防衛施設庁としては、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅等の建設については、国の事務として日米安全保障条約の目的達成のため在日米軍施設・区域の円滑かつ安定的使用の確保を図る観点から、できるだけ早期に実施する必要があるものと考えている。  
また、前回の照会に対する回答で述べたように、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅等の建設と上瀬谷通信施設等の全部又は一部の返還は一連の案件であり、防衛施設庁としては、神奈川県内の在日米軍施設・区域の整理等を促進させる観点から、一括して処理すべきものであると認識している。
- (2) 米側からは、第2回施設調整部会において800戸程度の住宅及びその支援施設の建設について要望がなされているところであり、この住宅等建設については、貴市の御理解を得て、今後、日米間で具体的に検討を進めていくことになるが、家族住宅及び学校、売店、診療所等の支援施設の整備を行う必要があると考えている。また、検討にあたっては、緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えているところであり、開発する区域を最小限にするため、住宅については一定の範囲で高層にせざるを得ないものと考えている。
- (3) いずれにせよ、住宅等の建設までの間には、関係法令等に基づく手続きを行うことにより、防衛施設庁としては、この中で住宅等の建設計画の内容及び緑地の保全・自然環境の保全の考え方等についても説明し、関係自治体、住民の方々の御理解を得られるように努めて参りたいと考えている。

## 5 について

- (1) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域に米軍家族住宅を建設する際の工事の具体的方法については、現在のところ、周辺への影響を少なくするため、①搬出入土量を少なくし、工事用車両の出入りを少なくする、②低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械を使用し、工事中の騒音等を減少させる等の工夫に努めたいと考えているが、環境影響評価の結果等も踏まえ、さらに、検討を行うこととしたい。
- (2) また、工事完成後の米軍車両による交通量の増加について、米側は、通勤用シャトルバスの利用等を促進する等により可能な限り少なくするよう努力するとしている。

なお、現在指定されている広域避難場所の確保や一部施設の市民利用及び日米交流についても、貴市からの具体的な要望内容や住宅の具体的な建設計画等を踏まえつつ検討して参りたいと考えている。
- (3) 更に、防衛施設庁としては、米軍家族住宅の建設に伴う周辺地域への影響を緩和するため、貴市の御要望を踏まえ、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律等に基づき、適切に対処して参りたいと考えている。

以 上